

2022年度 福島第二原子力発電所 緊急時演習について

1. 本訓練の目的等

原子力事業者防災業務計画（以下、「防災業務計画」という。）および原子炉施設保安規定第64条に基づき緊急事態に対処するための総合的な訓練を実施する。

本訓練は、今回の訓練で想定する原子力災害において、原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できることの確認および緊急時対応能力の向上を目的とする。

・福島第二原子力発電所における本訓練での達成目標

- a. 2021年度緊急時演習で抽出された課題に対する対策が、有効に機能していること
- b. 緊急時対応能力として「指揮者の意思決定」能力および「現場活動」能力の向上

2. 実施日時

2022年10月7日（金） 13時10分～17時10分

3. 訓練対象施設

- a. 福島第二原子力発電所 1～4号機
- b. 福島第一原子力発電所
- c. 本社本部
- d. 福島本部
- e. 福島県南相馬原子力災害対策センター

4. 訓練の前提条件

- (1) シナリオは全訓練プレイヤーに対し非開示とする。（コントローラによる情報付与あり）
- (2) プラント状態は現在の状態とする。
- (3) 平日の勤務時間中での発災を想定した訓練とする。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策下での訓練とする。
- (5) 原子力防災要員は事務本館等で勤務中とする。
- (6) 安全パラメータ表示システム（以下、「SPDS」という。）は訓練モードを使用する。
- (7) 緊急時対策支援システム（以下、「ERSS」という。）は訓練モードを使用する。
- (8) 実発災時の影響の範囲を考慮して、福島第二原子力発電所との合同訓練とする。
- (9) 原子力災害対策センターは、福島県南相馬原子力災害対策センター（以下、「OFC」という。）を使用する。

5. 各訓練項目

- (1) 本部運営訓練
- (2) 通報訓練
- (3) 原子力災害医療訓練
- (4) モニタリング訓練
- (5) 避難誘導訓練
- (6) アクシデントマネジメント訓練
- (7) 電源機能等喪失時訓練
- (8) 遠隔操作資機材（ロボット）操作訓練

6. 昨年度の緊急時演習からの主な改善項目

- (1) 自治体等オフサイトに伝わりやすい情報の発信

7. 訓練の中止・延期等の判断

(1) 総合訓練

下記の状況が発生した場合、発電所長または本社原子力運営管理部長が、総合訓練を中止または延期を判断する。

- a. 発電所全体を巻き込むトラブルが発生した場合
- b. 訓練実施により新型コロナウイルス感染拡大のリスクがあると判断した場合
- c. その他、発電所長が中止・延期を判断した場合

(2) 現場実働訓練

下記の状況が発生した場合、発電所長は総現場実働訓練の一部を模擬対応とする事・中止または延期を判断する。

- a. 天候悪化等により、訓練参加者に危険が生じると判断した場合
- b. 訓練実施により、新型コロナウイルス感染拡大のリスクがあると判断した場合
- c. その他、発電所長が中止・延期を判断した場合

以 上